

【神戸市外国語大学】新型コロナウイルス感染症に対する活動指針

(2021年10月22日改訂)

※本指針については、感染状況の変化や国・自治体からの要請に応じ、適宜見直しを行います。

レベル	判断の目安 (例示)	授業	本学への入構(学生・市民)/図書館の利用	学生の課外活動	学内会議	事務体制	大学主催の学内説明会等	国内出張(教職員)		
0	通常	国から終息宣言が発出 ・国内で感染が認められない。								
1	一部制限	兵庫県内で感染事例が認められない もしくは 兵庫県内で感染者が発生しているが、 限定的で感染拡大の恐れが認められ ない ・移動自粛や休業要請が全国的に解消 されている。	原則対面とオンラインを併用 して実施します。 (ただし、受講人数が多い授 業はこの限りではない。)	市民の入構は、本学施設を 利用する場合を除き禁止と します。 学生の入構は制限しませ んが、必要以上に長く大学内 に滞在することの無いよう心 掛けてください。	【図書館の利用】 感染拡大防止に配慮し て、学内者及び市民の 利用を許可します。 (通常通りの曜日、時間 帯で開館します。)	感染拡大防止措置を講じる ことを前提に、課外活動を許 可します。	感染拡大防止に配慮し、対 面での会議を行います。 ただし、参加人数が多いな ど「3密」を避けることが出来 ない場合はメール審議また はオンライン会議とします。	感染拡大防止に配慮して、 通常の勤務を行います。 (時差出勤と在宅勤務の制 度は継続します。)	感染防止措置を講じた上 で、対面で実施します	感染拡大防止に配慮しつ つ、必要な出張については 許可します。
2	制限-小	兵庫県内で感染者が発生しており、感 染拡大の恐れが認められる。 ・国や兵庫県から外出自粛や府県をま たく移動自粛要請等が発出されてい る。	原則対面とオンラインを併用 して実施します。 (ただし、受講人数が多い授 業はこの限りではない。)	市民の入構は禁止としま す。 学生の入構は、授業の受 講・本学施設の利用・課外 活動以外の立ち入りをでき るだけ自粛してください。	【図書館の利用】 感染予防対策を十分に 講じられる範囲におい て学内者及び市民の利 用を許可します。 (通常通りの曜日、時間 帯で開館します。)	感染拡大防止措置を講じる ことを前提に、課外活動を許 可します。	原則としてメール審議また はオンライン会議とします。 ただし、対面での実施が必 要な場合は、感染防止措 置を講じた上で実施します。	感染拡大防止に配慮して、 通常の勤務を行います。 (時差出勤と在宅勤務の制 度は継続します。)	原則としてオンラインで開催 します。 ただし、大学が必要と認める ものは、十分な感染防止措 置を講じた上で、対面により 実施します。	国や自治体から移動自粛を 要請されている地域以外へ の必要最低限の出張のみ 許可します。 (移動の自粛を要請されて いる地域への、不要不急の 出張は原則許可しません)
3	制限-中	政府から緊急事態宣言が発令されて いる ・兵庫県から休業要請が発出されて いる。	原則オンラインとします。 ただし、一定条件を満たす 場合はオンラインと対面を併 用して実施することができます。	学生・市民の入構を禁止し ます。 学生の来学は、授業の受講 や大学が認めた課外活動に より本学施設を利用する場 合、直接対面を要する奨学 金手続き等、来学が必要な 場合のみ許可します。	【図書館の利用】 図書館は閉館します。 (ただし、教員の利用並 びに授業の受講等のた めに来学した学生の利 用は認めます。)	原則活動禁止とします。た だし、公式戦等への参加、及 び参加に向けた活動のう ち、大学が必要と認めたも のについては、感染拡大防 止措置を講じることを前提 に、必要最小限の活動を許 可します。	全ての会議において、メ ール審議またはオンライン会 議とします。 ただし、入試関係等、大学 運営上必要最小限の会議 は、感染防止策を講じた場 合に限り、対面会議を可と します。	感染拡大防止に配慮しつ つ、業務上必要な人員が出 勤し、その他は在宅勤務と します。	オンライン開催のみとしま す。	全面禁止とします。
4	制限-大	緊急事態宣言の発令や国・県からの休 業要請等の有無に関わらず、学内にお いて、感染者及び濃厚接触者が複数名 おり感染がまん延する危険性がある場 合。	臨時休講もしくはオンライン 授業とします(教員が大学内 からオンライン授業を行うこ とは全面禁止します)。	学生・市民の入構を禁止し ます。	【図書館の利用】 図書館は閉館します。 (教員、学生の利用も禁 止します。)	全面活動禁止とします。	全ての会議において、メ ール審議またはオンライン会 議とします。 ただし、入試関係等、大学 運営上必要最小限の会議 は、感染防止策を講じた場 合に限り、対面会議を可と します(緊急のものに限る)。	原則として全ての事務所を 閉鎖します。 大学機能を最低限維持す るため必要最小限の出勤と し、その他は在宅勤務と します。	オンライン開催のみとしま す。	全面禁止とします。

※活動レベルの決定においては、「判断の目安」における基準のほか、市立学校園や他大学の状況を踏まえつつ、総合的に判断した上で行います(「判断の目安」により機械的にレベルの決定を行うものではありません)。

※学内で感染者が発生した場合は、直ちに学内施設の閉鎖や消毒等の措置を行い、感染の範囲が限定的でまん延の恐れがない場合は、その時のレベルを維持します。